

第6次茨木市総合計画

資料編

茨 木 市

茨木市総合計画策定条例

平成 24 年 9 月 27 日
茨木市条例第 32 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、まちづくりの基本的な指針である総合計画の策定等について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来における本市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 本市の将来像とその具体化のための基本方向を明確に示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想の理念に基づき、基本施策の方向と体系を示すものをいう。
- (4) 実施計画 施策を実現するための個別の事業を示すものをいう。

(総合計画の策定)

第 3 条 市は、本市における総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、総合計画を策定するものとする。

(総合計画審議会への諮問)

第 4 条 市長は、基本構想及び基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、茨木市附属機関設置条例(平成 25 年茨木市条例第 5 号)第 2 条の規定により設置された茨木市総合計画審議会に諮問しなければならない。

(議会の議決)

第 5 条 市長は、前条に規定する手続を経て、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経なければならない。

(基本計画及び実施計画の策定)

第 6 条 市長は、基本構想に基づき、基本計画及び実施計画を策定するものとする。

(総合計画との整合性の確保)

第 7 条 個別の行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(委任)

第 8 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年条例第 5 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

茨木市附属機関設置条例(抜粋)

平成 25 年 3 月 13 日
茨木市条例第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項に規定する附属機関(以下「附属機関」という。)の設置について必要な事項を定めるものとする。

(設置及び担当事務)

第 2 条 執行機関の附属機関として別表左欄に掲げる附属機関を置き、その担任する事務は同表右欄に定めるところとする。

(委任)

第 3 条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する

別表(第2条関係
市長の附属機関)

名称	担任する事務
茨木市総合計画審議会	総合計画に関する事項についての調査審議に関する事務

(趣旨)

第 1 条 この規則は、茨木市附属機関設置条例(平成 25 年茨木市条例第 5 号)第 3 条の規定に基づき、茨木市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、茨木市附属機関設置条例別表に定めるその担任する事務について、意見を述べるものとする。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 25 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 学識経験者
- (3) 関係団体から推薦された者
- (4) 市議会から推薦された市議会議員

(任期)

第 4 条 委員の任期は、前条第 2 項の規定による委嘱の日から当該諮問に係る審議が終了した日までとし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第 5 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第 7 条 審議会に、特別の事項に関する調査又は審議を分掌させるため、専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 部会に属する委員(以下この条において「部会員」という。)は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する部会員をもって充てる。

4 部会長は、部会の事務を総理し、部会の調査又は審議の経過及び結果について会長に報告するものとする。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

6 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

7 会長及び副会長は、部会の会議に出席し、意見を述べることができる。

8 部会は、部会員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

9 部会長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 8 条 審議会及び部会の庶務は、企画財政部において処理する。

(秘密の保持)

第 9 条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第 10 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(茨木市総合計画審議会運営規則の廃止)

2 茨木市総合計画審議会運営規則(昭和 45 年茨木市規則第 30 号)は、廃止する。

附 則(平成 26 年規則第 43 号)

この規則は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年規則第 1 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 27 年 2 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日において茨木市総合計画審議会の委員である者の任期は、この規則による改正前の茨木市総合計画審議会規則第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、その日に満了する。

茨木市総合計画審議会委員名簿

(区分ごとに五十音順で記載・敬称略)

規則区分	氏名	所属団体等	専門 部会
(1)市民 (4人)	池木 心	公募市民	第1
	岡 明彦	公募市民	第1
	才脇 智香	公募市民	第2
	杉田 大樹	公募市民	第2
(2)学識経験者 (7名)	雨森 信	インディペンデントキュレーター 大阪公立大学 都市科学・防災研究センター客員研究員 (文化振興施策推進委員会前委員)	第2
	今西 幸蔵 【第2専門部会長】	高野山大学 文学部 特任教授 (生涯学習施策推進委員会委員長、 人権尊重のまちづくり審議会会長)	第2
	肥塚 浩 【会長・第1専門部会長】	立命館大学大学院 経営管理研究科 教授 (総合保健福祉審議会会長)	第1
	豊田 祐輔	立命館大学 政策科学部 准教授	第2
	長谷川 路子	追手門学院大学 経済学部 講師 (都市計画審議会委員)	第1
	福田 公教	関西大学 人間健康学部 教授 (こども育成支援会議会長)	第2
	前迫 ゆり	奈良佐保短期大学 副学長 (環境審議会委員)	第1
(3)関係団体 から推薦 (7名)	入交 享子	NP0法人いばらき市民活動推進ネット 代表	第2
	上田 嘉夫	茨木市社会福祉協議会 会長	第1
	大島 一夫 【副会長】	茨木市自治会連合会 会長	第2
	落合 佳人	茨木市文化振興財団 常務理事	第2
	笹井 直木	茨木商工会議所 専務理事	第1
	寺本 尚司	茨木市農業協同組合 代表理事専務	第1
	藤澤 由紀夫	茨木市PTA協議会 会長	第2
(4)市議会から 推薦された 市議会議員 (6名)	青木 順子	茨木市議会議員	第2
	朝田 充	茨木市議会議員	第1
	安孫子 浩子	茨木市議会議員	第2
	上田 光夫	茨木市議会議員	第1
	萩原 佳※	茨木市議会議員	第1
	山下 慶喜	茨木市議会議員	第2

※ 令和6年10月8日付で、市議会議員辞職に伴い解職

審議会の開催経過

茨木市総合計画審議会は令和6年度に開催され、総合計画が審議されました。

審議にあたっては、第1専門部会、第2専門部会を設置し、第1専門部会では、基本構想における将来像の分野 ①健康・福祉、⑤産業・都市、⑥環境について、第2専門部会では、②子育て・教育、③文化・市民活動、④安全・安心、⑦行財政運営について審議されました。審議会の開催経過と各審議会における審議事項は以下のとおりです。

会議日程			審議事項
全体会議	第1専門部会	第2専門部会	
第1回 7月8日(月)			・会長、副会長の選出 ・諮問 ・専門部会の設置等
第2回 7月18日(木)			・基本構想(案)等の審議
	第1回 7月23日(火)	第1回 8月1日(木)	・基本計画(案)施策別計画の審議 【第1専門部会】 ①健康・福祉 ⑤産業・都市 ⑥環境 【第2専門部会】 ②子育て・教育 ③文化・市民活動 ④安全・安心 ⑦行財政運営
	第2回 8月5日(月)	第2回 8月7日(水)	
	第3回 8月13日(火)	第3回 8月19日(月)	
第3回 9月30日(月)			・各専門部会での審議結果の報告、審議 ・基本構想(案)の審議 ・基本計画(案)、財政計画(案)の審議
第4回 11月11日(月)			・基本構想(案)、基本計画(案)の審議 ・パブリックコメントへの対応の審議 ・答申案の審議
第5回 11月19日(火)			・答申

諮問について

茨企第 727 号

令和6年7月8日

茨木市総合計画審議会

会長 肥塚 浩 様

茨木市長 福岡 洋一

茨木市総合計画について(諮問)

(仮称)第6次茨木市総合計画(案)について、貴審議会に諮問いたします。

答申について

令和6年 11 月 19 日

茨木市長 福岡 洋一 様

茨木市総合計画審議会
会長 肥 塚 浩

茨木市総合計画について(答申)

令和6年7月8日付け茨企第727号で諮問のありました(仮称)第6次茨木市総合計画(案)について、下記の意見を付して、別添のとおり答申いたします。

当審議会では、諮問から本日に至るまで、全体会議及び専門部会を計11回開催し、専門的な見地や市民としての視点のもと、パブリックコメント制度における幅広い市民等の意見も踏まえながら、活発かつ慎重に審議を重ね、別添案をとりまとめたものであり、今後の計画策定にあたっては十分尊重されることを求めます。

記

本計画の推進にあたっては、今後の人口減少社会にあっても持続的に発展していけるよう、多様な主体が価値観を共有・共感しながら、新たな活動を創り出していく茨木らしい「共創」の取組をあらゆる行政分野で展開することにより、中心市街地だけでなく北部地域など市域全体において、安全・安心、豊かさ・幸せが実感できるまちづくりが進められることを期待します。

また、当審議会では、専門的な知見からの提言や当事者目線での問題提起など、様々な立場から多様な意見を申し述べています。事業実施にあたっては、それらを十分に配慮するとともに、市民、自治会等の各種団体、事業者等の多様な主体の声をしっかりと受け止め、事業に反映することを求めます。

加えて、基本構想が示すまちの将来像の実現に向け、本計画の内容や共創のまちづくりの考え方を職員一人ひとりが認識しながら取組を進めていくとともに、施策・取組ごとに定める数値目標・重要業績評価指標(KPI)をもとに、毎年度、適切な評価・検証を行うことで実施計画において事業の充実につなげるほか、個々の市民をはじめ多様な主体と情報を共有しながら、総合計画を着実に推進することを求めます。

以 上